

板橋区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱

令和 5 年 11 月 6 日 区長決定

（改正 令和 6 年 6 月 25 日 区長決定）

（改正 令和 7 年 9 月 29 日 区長決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、板橋区在住で児童を養育する家庭が居宅訪問型保育サービス（以下、「ベビーシッター」という。）を利用した場合において、板橋区（以下「区」という。）が予算の範囲内で当該利用に係る料金の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす児童の保護者とする。

- （1） ベビーシッターを利用した日において、児童とともに板橋区内に居住し、区において住民基本台帳に記録されていること。
- （2） 保護者のリフレッシュ、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とし、又はベビーシッターを活用した共同保育を必要とすること。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、板橋区外の住民基本台帳に記載されている者であって、配偶者からの暴力等を理由に板橋区内に居所を移しているものについては、同号に掲げる要件に該当するものとみなす。

（補助対象期間等）

第 3 条 補助の対象となる期間は、補助対象者の養育する児童が 6 歳に達する年度の末日までとする。ただし、障がい児の場合は、満 12 歳に達する年度の末日までとする。

2 補助の対象となる時間は、ベビーシッターを利用する時間とし、ベビーシッターを利用した日の属する年度において児童 1 人当たり 144 時間（障がい児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童 1 人当たり 288 時間）を上限とする。

（対象事業者）

第 4 条 この要綱の規定によるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）（以下「本事業」という。）において、ベビーシッター事業を実施する者及び本事業に従事するベビーシッターの要件は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費は、補助対象者が、前条第 1 項に規定する事業者から請求される料金のうち、当該児童の保育に係る純然たる保育サービスの提供対価に限ることとし、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費その他保育サービスの提供に付随する料金及び家事援助、兄弟姉妹の送迎等の付随サービスに係る料金を

含まないものとする。

- 2 前項の保育サービスは、原則として児童1人につき保育に従事する保育従事者1人の配置により提供されるものでなければならない。ただし、共同保育の場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、この限りでない。

(補助金の交付額)

第6条 前条に規定する経費に係る補助金の額は、児童1人当たり1時間2,500円(午後10時から翌日の午前7時までの利用の場合は児童1人当たり1時間3,500円)と本事業の利用に係る費用の領収書、利用明細書等に記載された時間とを乗じて算出した額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)と前条に規定する経費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、板橋区長(以下「区長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 利用内訳表
- (2) ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書
- (3) 領収書の原本
- (4) 利用明細書(利用した児童、利用日、利用時間及び料金の内訳が分かるものをいう。)
- (5) 子ども家庭総合支援センター所長が別に定める、申請者の児童が障がい児、多胎児またはひとり親家庭に該当することを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める期限までに行わなければならない。

- 3 第1項第5号による証明書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、提出しなければならない。ただし、申請者の同意があり、かつ区の公簿等により確認できる場合は提出を省略することができる。

- (1) 申請者の児童が障がい児(満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する年度の末日までの者)である場合 申請ごとに提出
- (2) 障がい児(6歳に達する年度の末日までの者)もしくは多胎児またはひとり親家庭に該当する場合 補助金の交付申請時間数がベビーシッターを利用した日の属する年度において144時間を超えた時点より申請ごとに提出

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請があつた場合であつて、その内容を審査の上、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により、申請者に通知し、当該決定に係る補助金を交付する。

2 区長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付等を受けたとき。

(2) その他区長が、補助金の交付を不適當と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、補助金取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(様式)

第12条 この要綱の施行について、必要な様式は子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日より施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。